



島根県報

令和6年9月6日（金）

第 5 4 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|--|-------------|---|
| 保安林予定森林（2件） | （森 林 整 備 課） | 2 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出 | （中 小 企 業 課） | 2 |
| 換地処分届出 | （都 市 計 画 課） | 3 |

【公 告】

| | | |
|-------------------|-------------|---|
| 公共測量の実施 | （技 術 管 理 課） | 3 |
| 開発行為に関する工事の完了（2件） | （都 市 計 画 課） | 4 |

【特定調達公告】

| | | |
|--------------------------------|---------------|---|
| 令和7年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施 | （道 路 維 持 課） | 4 |
| 三代浄水場ろ過池増設に伴うろ過材購入に係る一般競争入札の実施 | （企 業 局 経 営 課） | 8 |

【正 誤】

| | | |
|------------------------|---------|----|
| 令和6年5月31日付け島根県報号外第58号中 | （財 政 課） | 11 |
|------------------------|---------|----|

告 示

島根県告示第561号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年9月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町八神1318-1、2192-1、2192-3、2194-1、2194-2、2197-1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第562号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年9月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町北方東850-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第563号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年9月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン大田 島根県大田市長久町土江字八石646番地2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更しようとする事項（敷地内南側に新たに別棟を設置することに伴う変更）

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）1,069台（建物敷地内）

（変更後）793台（建物敷地内）

(4) 変更する年月日

令和7年4月22日

2 届出年月日

令和6年8月21日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第564号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、江津市蛭子北土地区画整理組合理事長田中睦次から令和6年8月26日付けで換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年9月6日

島根県知事 丸 山 達 也

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について隠

岐の島町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年9月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年8月9日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域
隠岐郡隠岐の島町港町地内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年9月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域
安来市田頼町字津田平623番1
面積 515.43平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
出雲市鹿園寺町1069番5
多久和 誠
安来市田頼町617番1
多久和 真沙希

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年9月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域
安来市安来町字加茂504番1、505番1、506番1、507番1
面積 3,449.38平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市東成区3丁目10番5号
三共ホールディングス株式会社 代表取締役 徳山 基政

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年9月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

- ア 凍結防止剤散布装置 (1.0m³級) 1台 雲南県土整備事務所
- イ 凍結防止剤散布車 (2.5m³級、プラウ付) 1台 松江県土整備事務所
- ウ 凍結防止剤散布車 (2.5m³級) 1台 松江県土整備事務所
- エ 凍結防止剤散布車 (2.5m³級) 1台 雲南県土整備事務所
- オ 凍結防止剤散布車 (4.0m³級) 1台 出雲県土整備事務所
- カ 除雪トラック (2 t 級) 1台 松江県土整備事務所
- キ 除雪トラック (2 t 級) 1台 松江県土整備事務所
- ク 除雪トラック (7 t 級 路面補正装置付) 1台 県央県土整備事務所
- ケ 除雪グレーダ (3.7m級) 1台 県央県土整備事務所大田事業所
- コ 小型ロータリ除雪車 (1.0m級) 1台 浜田県土整備事務所
- サ ロータリ除雪車 (2.2m級) 1台 雲南県土整備事務所仁多土木事業所
- シ ロータリ除雪車 (2.6m級) 1台 浜田県土整備事務所
- ス 除雪ドーザ (6 t 級 マルチプラウ) 1台 松江県土整備事務所
- セ 除雪ドーザ (8 t 級 汎用プラウ) 1台 松江県土整備事務所

アからセまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和8年3月20日 (金)

(4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長又は事業所長が指定する場所

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加

資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「5 車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部道路維持課

電話 0852-22-6046 F A X 0852-22-6837

電子メール douroi@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付

本公告の日から令和6年10月7日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から令和6年10月7日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

(2) 交付場所

4の場所

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和6年10月7日（月）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和6年10月17日（木）午前9時から同月18日（金）午後5時まで（同月17日午後5時から同月18日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和6年10月18日（金）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和6年10月18日（金）午前11時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年10月21日（月）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部道路維持課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

a Antifreeze spraying equipment 1.0m³ class : 1

b Antifreeze spraying vehicle 2.5m³ class : 1

c Antifreeze spraying vehicle 2.5m³ class : 1

d Antifreeze spraying vehicle 2.5m³ class : 1

e Antifreeze spraying vehicle 4.0m³ class : 1

f Snow removing truck 2 ton class : 1

g Snow removing truck 2 ton class : 1

h Snow removing truck 7 ton class : 1

i Motor grader with snowplow 3.7m class : 1

j Rotary snowplow in the 1.0m class : 1

k Rotary snowplow in the 2.2m class : 1

l Rotary snowplow in the 2.6m class : 1

m Tractor with snowplow 6 ton class : 1

n Tractor with snowplow 8 ton class : 1

- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. October 17, 2024 to 5 : 00 p.m. October 18, 2024
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. October 18, 2024
- (4) Date and time for opening of bids : 10 : 00 a.m. October 21 2024
(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on October 18, 2024)
- (5) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0887 Japan
TEL : 0852-22-6046

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年9月6日

島根県知事 丸山達也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

- ア 水道用緩速ろ過砂（有効径0.35～0.45mm 均等係数1.8以下） 1,530m³
- イ 水道用ろ過砂利（φ1～3（特砂）） 170m³
- ウ 水道用ろ過砂利（φ3～6） 170m³
- エ 水道用ろ過砂利（φ6～10） 170m³
- オ 水道用ろ過砂利（φ10～20） 255m³
- カ 水道用ろ過砂利（φ20～30） 349m³
- キ 有孔煉瓦（240mm×100mm×60mm） 1,608m²
- ク 主渠板①（800mm×400mm×60mm） 81m²
- ケ 主渠板②（800mm×500mm×60mm） 2m²
- コ 主渠板③（800mm×1200mm×60mm） 2m²
- サ 主渠板④（330／660mm×800mm×60mm） 6m²
- シ 主渠板⑤（800／1100mm×400mm×60mm） 2m²
- ス 砂押え蓋（1000mm×500mm×60mm） 30m²

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和7年7月31日

(4) 納入場所

島根県企業局三代浄水場（島根県雲南市加茂町三代地内）

車上渡しによる

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類）の「9材料類」のうち営業種目（小分類）の「(3)骨材」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和6年9月24日（火）午後4時までに、島根県企業局経営課（島根県松江市殿町8番地）に入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限前に申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間
令和6年10月2日（水）午前9時から同月3日（木）午後4時まで（同月2日午後5時から同月3日午前9時までを除く。）
- (2) 書面による入札の日時、場所等
ア 日時
令和6年10月3日（木）午後4時まで
イ 場所
島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日時
令和6年10月4日（金）午前10時
イ 場所
島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和6年9月20日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から令和6年9月20日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

(2) 交付場所

島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課

7 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県企業局経営課

電話 0852-22-6641 F A X 0852-22-5679

電子メール keieika-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

令和6年10月3日（木）正午までに島根県企業局経営課（島根県松江市殿町8番地）に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（企業局経営課）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

a Slow filter sand for water supply, effective diameter 0.35mm~0.45mm, equality factor 1.8 or lower :

- 1,530m³
 - b Filter gravel for water supply, grain diameter 1mm~3mm : 170m³
 - c Filter gravel for water supply, grain diameter 3mm~6mm : 170m³
 - d Filter gravel for water supply, grain diameter 6mm~10mm : 170m³
 - e Filter gravel for water supply, grain diameter 10mm~20mm : 255m³
 - f Filter gravel for water supply, grain diameter 20mm~30mm : 349m³
 - g Brick with hole, size 240mm×100mm×60mm : 1,608m²
 - h Board for closing main ditch(type 1), size 800mm×400mm×60mm : 81m²
 - i Board for closing main ditch(type 2), size 800mm×500mm×60mm : 2 m²
 - j Board for closing main ditch(type 3), size 800mm×1200mm×60mm : 2 m²
 - k Board for closing main ditch(type 4), size (330/600)mm×800mm×60mm : 6 m²
 - l Board for closing main ditch(type 5), size (800/1100)mm×400mm×60mm : 2 m²
 - m Board to hold down filter gravel, size 1000mm×500mm×60mm : 30m²
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9:00 a.m. October 2, 2024 to 4:00 p.m. October 3, 2024
- (3) Time limit for tender by bringing : 4:00 p.m. October 3, 2024
(Bids by post must be received by 12:00 p.m. October 3, 2024)
- (4) Date and time of bid opening : 10:00 a.m. October 4, 2024
- (5) Contact point for the notice : Management Division, Enterprise Bureau, Shimane Prefectural Government,
8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-6641

正 誤

令和6年5月31日付け島根県報号外第58号中に誤りがあったので、次のように修正する。

| | | | | | | |
|------------------|------------------|---------------|------------|-------------|-------------|--------|
| ページ 9 | 箇所 第11表中 | 誤 | | | | |
| | | 島根県農業構造改革支援基金 | 137,652 | 339 | 61,828 | 76,163 |
| | | 正 | | | | |
| | | 島根県農業構造改革支援基金 | 137,652 | 339 | 61,537 | 76,454 |
| 同表中 | 誤 | | | | | |
| | 計 | 96,263,039 | 26,483,836 | 15,748,741 | 106,998,134 | |
| | うち減債基金満期一括勘定分を除く | 56,563,880 | 17,360,745 | 11,392,608 | 62,532,017 | |
| | 正 | | | | | |
| 計 | 96,263,039 | 26,483,836 | 15,748,450 | 106,998,425 | | |
| うち減債基金満期一括勘定分を除く | 56,563,880 | 17,360,745 | 11,392,317 | 62,532,308 | | |